【使用開始日　2025年9月6日】

投資信託説明書（交付目論見書）

UBSグローバル株式ロング・ショート・ファンド

追加型投信／内外／株式／特殊型（ロング・ショート型）

○本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

○**当ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。**

○本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されています。

[委託会社]（ファンドの運用の指図を行う者）

UBSアセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第412号

＜照会先＞

ホームページアドレス：https://www.ubs.com/japanfunds/

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00～17:00）

[受託会社]（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類および属性区分表

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	内外	株式	特殊型（ロング・ショート型）	その他資産（投資信託証券（株式 一般））	年1回	グローバル（含む日本）	ファンド・オブ・ファンズ	なし	ロング・ショート型

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

◎委託会社の情報

設立／1996年4月1日（ユービーエス投資顧問株式会社設立）
資本金／22億円（2025年6月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額／4,040億円（2025年6月末現在）

・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続きを行います。
・当ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

「UBSグローバル株式ロング・ショート・ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月5日に関東財務局長に提出しており、2025年9月6日にその届出の効力が生じております。

©UBS2025.キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、主として世界の上場株式を実質的な投資対象とし、ボトムアップで分析する長期業績予想対比で見て、株価が割安と判断する銘柄を買い建て、割高と判断する銘柄を売り建てる株式ロング・ショート戦略を採用し、分散の効いたポートフォリオを構築することで、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 株式のロング・ショート戦略による安定的な収益獲得の追求

・ロング・ショート戦略とは、株価が相対的に割安と思われる銘柄をロング（買い建て）する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート（売り建て）するという2つのポジションを組み合わせた運用手法のことです。
・株価の割安・割高が時間をかけて解消されていく（割安銘柄が相対的に上昇し、割高銘柄が相対的に下落する）過程をリターンの源泉とします。
・ロングとショートが互いに打ち消し合う効果を活かし、市場動向との連動性を抑えた安定的な収益の獲得を目指します。

2 長期業績予想に基づくロング銘柄とショート銘柄の選別

・株式の割安・割高評価は、ボトムアップ調査を通じて行う長期業績予想に基づいた、個別銘柄毎の投資価値分析によって行います。
・同投資価値分析に当たっては、UBS独自の株価評価モデルを活用し、長期業績予想対比で見て、株価が割安と判断する銘柄をロング（買い建て）する一方、割高と判断する銘柄をショート（売り建て）します。ただし、市場によっては、個別銘柄に代えて株価指数先物取引を売り建てる場合があります。

3 経験豊富な運用チームを有するUBSアセット・マネジメント・グループ

・主要投資対象である外国投資信託（UBS (Irl) Investor Selection - Global Equity Long Short Fund (EUR)）の運用はUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド(注)が行います。
・グローバルに編成するリサーチ・プロフェッショナルの中から、卓越した銘柄選択実績を有する運用者を選抜し、そのベスト・アイデアを結集した運用を行います。

（注）当該外国投資信託の投資運用会社は、2025年9月30日付でUBSアセット・マネジメント（アメリカス）エルエルシー（UBS Asset Management (Americas)LLC.）に変更になる予定です（以下同じ）。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ロングおよびショート・ポジションの損益イメージ

・当ファンドは、企業の本源的価値を推計し、それに対して株価が割安となっている銘柄をロング（買い建て）する一方で、割高な銘柄をショート（売り建て）する2つのポジションを組み合わせます。
・ロング（買い建て）とショート（売り建て）の両サイドでポジションを取ることでレバレッジを利用しつつも、ロングとショートが互いに打ち消し合う効果を活かし、市場の方向性に依存しにくい収益の獲得を目指します。

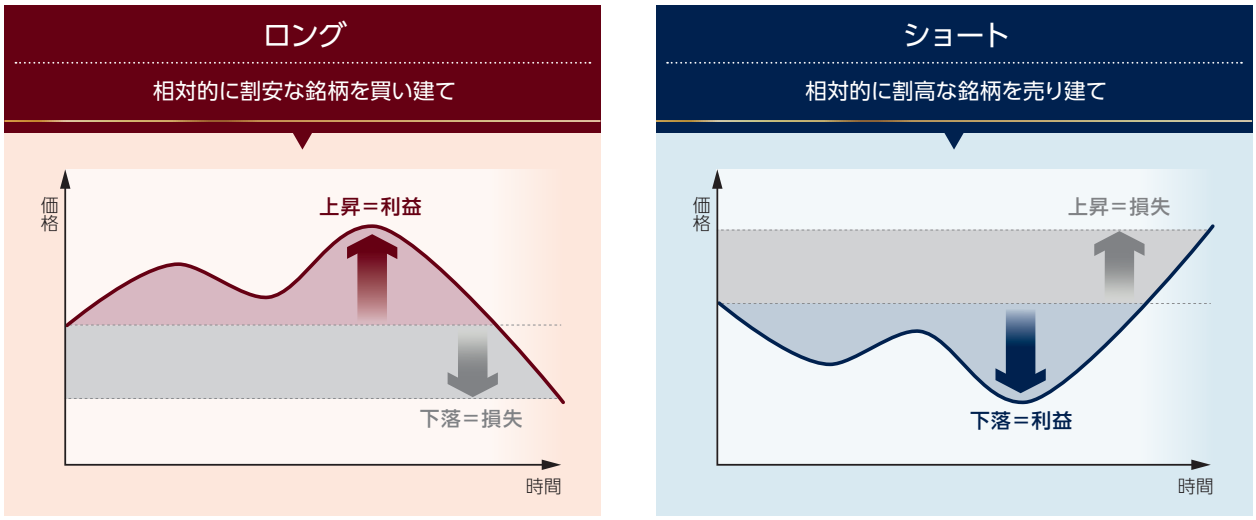

※ロングとショートのポジションをとった銘柄の株価が想定通りの動きとならない場合には、両方のポジションで収益がマイナスとなる場合があります。
上図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

UBS独自の株価評価モデル

・株式の割安・割高評価にあたっては、改良を重ねつつ受け継がれてきた独自開発の株価評価モデルを活用します。
・株式の本源的価値は企業が生み出す将来キャッシュフローの現在価値であり、株価は中長期的にこの本源的価値へと収れんしていくと考えます。
・本源的価値に対して割安な銘柄を買い建て（ロング）、割高な銘柄を売り建て（ショート）、割高・割安が時間をかけて解消されていく過程をリターンの源泉とするロング・ショート戦略です。

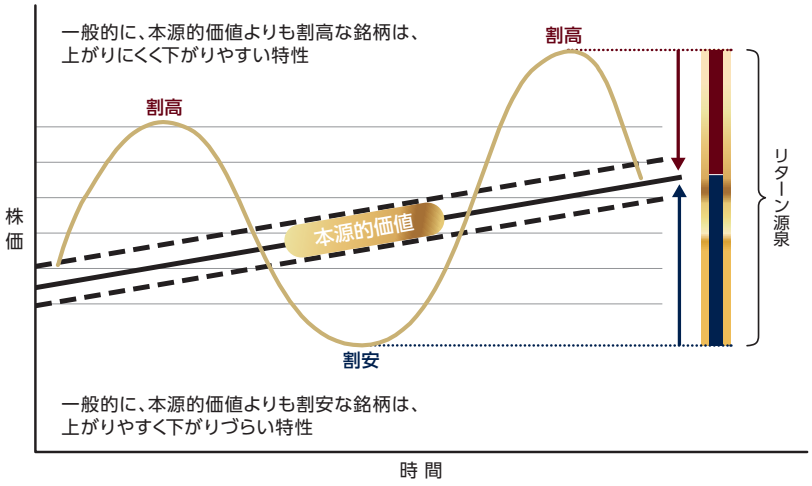

- 徹底したファンダメンタル調査（業界分析、個別企業分析）
- UBS独自の株価評価モデルを用いて、将来キャッシュフロー予想から株式の本源的価値を推計
- 本源的価値と現在の株価との乖離を常時モニター

上図はイメージです。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 運用プロセス

長期業績予想に基づくロング銘柄とショート銘柄の選別

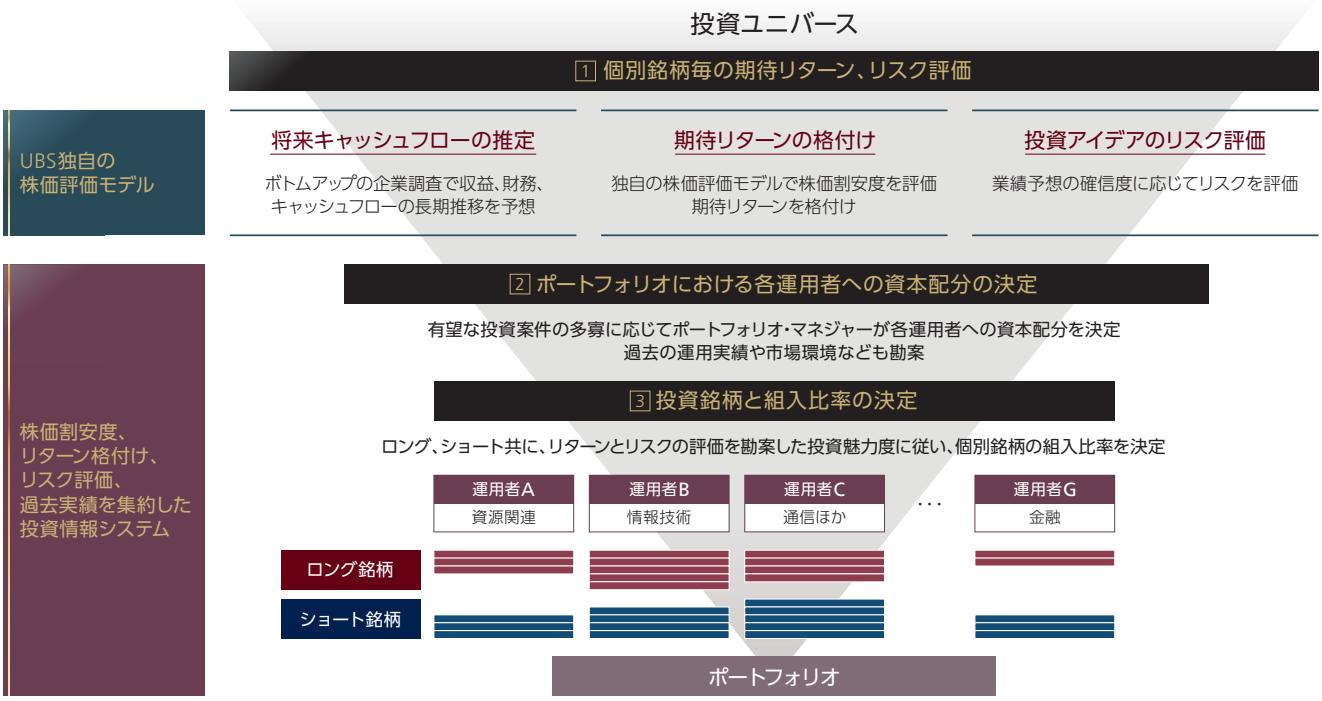

上記はイメージ図です。
2025年6月末現在

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ ファンドの仕組み

・当ファンドは、「UBS（Irl）Investor Selection - Global Equity Long Short Fund（EUR）I-A1-PF-acc（以下「指定外国投資信託」といいます。）」および「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
・指定外国投資信託の組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

[ファンド・オブ・ファンズについて]
ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託（ファンド）に投資し、運用を行う投資信託（ファンド）です。

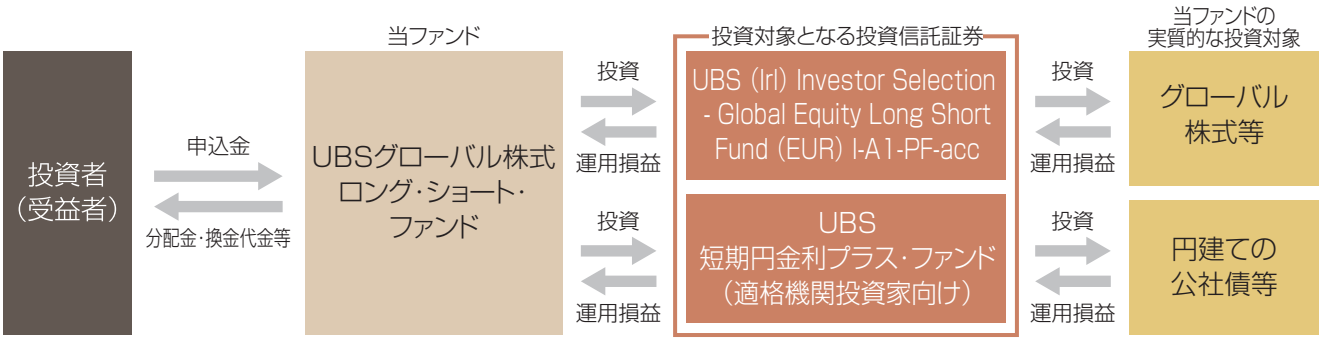

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS（Irl）Investor Selection - Global Equity Long Short Fund（EUR）I-A1-PF-acc
形態	アイルランド籍外国投資信託
運用の基本方針	主として世界の上場株式を実質的な投資対象とし、ボトムアップで分析する長期業績予想対比で見て、株価が割安と判断する銘柄を買い建て、割高と判断する銘柄を売り建てる株式ロング・ショート戦略を採用し、分散の効いたポートフォリオを構築することで、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	先進国、新興国に上場する企業の株式を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンドの純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド売却申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド（UBS Asset Management（UK）Ltd）

投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

※上記投資信託の情報は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年6月5日。当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■当ファンドのロング・ショート戦略にかかるリスク

当ファンドが採用するロング・ショート戦略では、信用取引やデリバティブ取引等を利用してロング・ポジションあるいはショート・ポジションを構築します。買い建て（ロング・ポジション）取引のほか、売り建て（ショート・ポジション）取引も行いますので、買い建てた株式等が値下がりした場合や売り建てた株式等が値上がりした場合に基準価額が下落する要因となります。ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合には、ロング・ポジションのみのファンドより大きな損失になる可能性があります。投資対象の市場動向にかかわらず、収益が得られなかったり損失が発生したりすることがあります。

■株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。当ファンドの場合はロング・ポジションの組入銘柄の株価が下落した場合およびショート・ポジションの組入銘柄の株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があり、基準価額に影響を与える要因になります。

■カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

■為替変動リスク

実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

■解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有する有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

その他の留意点

[クーリング・オフ]
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[指定外国投資信託における解約制限]
指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合に、解約申込に制限をかける場合があり、これにより、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の受付の取消などの影響を受ける可能性があります。

[分配金に関する留意点]
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

[流動性リスクに関する留意点]
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスク管理体制

委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年7月末～2025年6月末

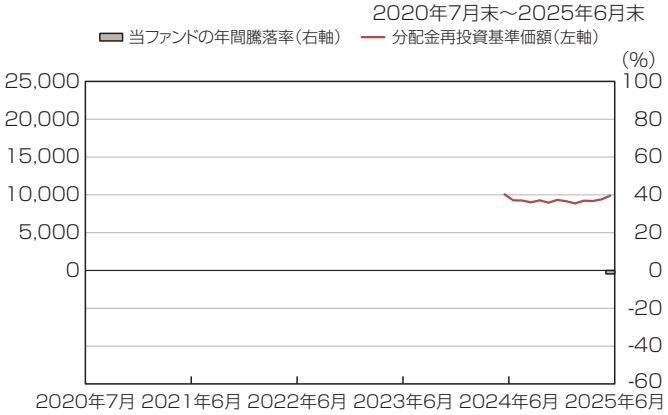

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、2025年6月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年7月末～2025年6月末

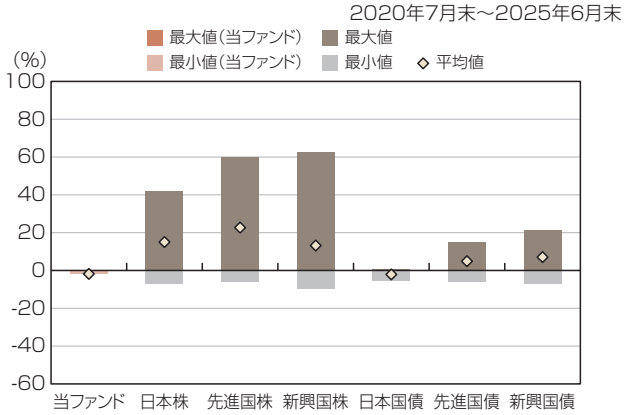

(%)

	当ファンド	日 本 株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	△ 1.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 1.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値	△ 1.8	15.0	22.7	13.2	△ 2.1	4.9	7.1

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年7月から2025年6月の5年間（当ファンドは2025年6月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2025年6月30日現在）

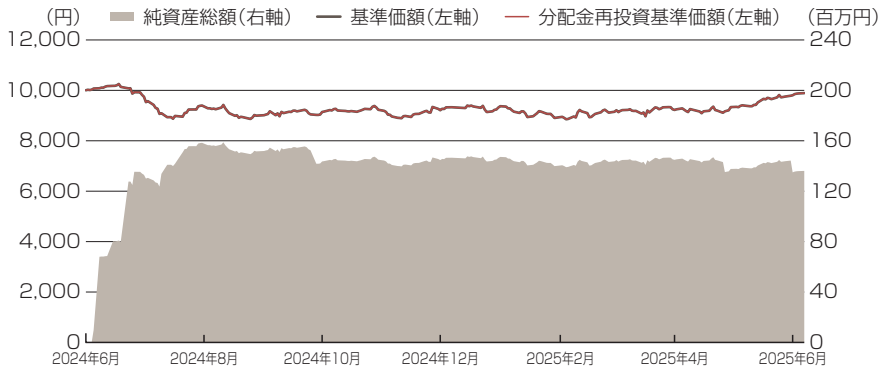

※分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2025年6月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況（2025年6月30日現在）

セクター別構成比

セクター	ロング	ショート	ネット
情報技術	26.6%	17.9%	8.8%
金融	19.7%	18.3%	1.4%
ヘルスケア	19.4%	19.0%	0.4%
エネルギー	12.5%	12.3%	0.2%
資本財・サービス	9.4%	10.5%	-1.1%
コミュニケーション・サービス	7.9%	6.1%	1.8%
一般消費財・サービス	6.8%	5.5%	1.3%
素材	6.2%	2.3%	3.9%
生活必需品	4.7%	0.8%	3.9%
公益事業	2.0%	4.7%	-2.7%
不動産	0.0%	1.6%	-1.6%
合計	115.2%	99.0%	16.2%

国・地域別構成比

国・地域	ロング	ショート	ネット
米国	39.9%	58.1%	-18.2%
英国	18.1%	3.2%	14.9%
日本	9.6%	5.7%	4.0%
カナダ	8.8%	6.3%	2.6%
フランス	6.0%	2.2%	3.9%
スイス	5.0%	8.2%	-3.2%
オランダ	4.7%	0.8%	3.9%
ドイツ	3.6%	1.1%	2.4%
スペイン	3.4%	3.3%	0.1%
イタリア	3.1%	2.5%	0.5%
その他	13.2%	7.7%	5.5%
合計	115.2%	99.0%	16.2%

組入上位5銘柄（ロングポジションのみ）

	銘柄名	構成比
1	AIBグループ	2.8%
2	スペクトリス	2.7%
3	ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行	2.7%
4	バワグ・グループ	2.0%
5	サンド・グループ	1.9%

銘柄数	
ロングポジション	115
ショートポジション	125

※セクター別構成比、国・地域別構成比は「UBS（Irl）Investor Selection - Global Equity Long Short Fund（EUR）」の純資産総額に占める割合、組入上位5銘柄は純資産総額に占めるロングポジションの割合です。
※セクターはGICS（世界産業分類基準）11セクター分類に基づきます。
※ファンドの純資産総額に対し「UBS（Irl）Investor Selection - Global Equity Long Short Fund（EUR）」を98.95%組入れています。

年間収益率の推移（2025年6月30日現在）

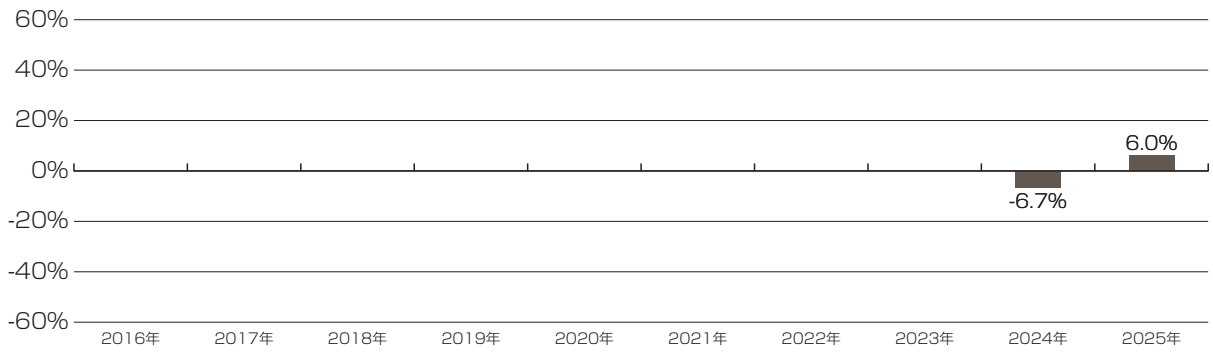

※2024年については当初設定日（2024年6月24日）から年末まで、2025年は年初から6月末までの騰落率。
※ファンドにはベンチマークはありません。

手続･手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が独自に定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日から起算して4営業日目の基準価額 （基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日から起算して4営業日目の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年9月6日から2026年3月5日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 なお、指定外国投資信託における解約制限により、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の取消などの影響を受ける可能性があります。
購入･換金不可日	ロンドン証券取引所の休業日もしくはロンドンの銀行およびアイルランドの銀行の休業日と同日の場合（以下「海外市場の休業日等」といいます。）ならびに申込日の翌営業日が海外市場の休業日等と同日の場合には、購入および換金の申込の受付けは行いません。
購入･換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止（その他の解約制限を含む）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、購入･換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた購入･換金申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限（2024年6月24日設定）
繰上償還	主要投資対象とする指定外国投資信託が存続しないこととなる場合には、ファンドは繰上償還されます。 また、次のいずれかの場合には、ファンドは繰上償還されることがあります。 ・当初設定日より1年経過後（2025年6月24日以降）に信託財産の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき ・受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として毎年6月5日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。（再投資可能）
信託金の限度額	8,000億円を上限とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日から起算して4営業日目の基準価額に、3.3%(税抜3.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が独自に定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	ありません。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用(信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に年率0.748%(税抜年率0.68%)を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
			委託会社 0.05% 委託した資金の運用の対価 販売会社 0.60% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 受託会社 0.03% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
			※運用管理費用(信託報酬)は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
		投資対象とする投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して最大で年率0.95%+成功報酬(注1) (注1)投資先ファンドにおいて、ユーロ短期金利をベースにしたハードルレート相当額控除後の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク(成功報酬の条件を満たした過去の決算年度末最終営業日時点での純資産価格の最高値であり、成功報酬が支払われた場合、次期以降のハイ・ウォーター・マークは更新されます)を上回った場合、超過分の20%
		実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して最大で年率1.698%程度+成功報酬(注2) (注2)成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。
	その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、日々計上され、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用	
			監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等
			実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用
			売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用
			※投資先ファンドの運営に係る実費は、当該投資先ファンドにおいて発生の都度支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記と異なります。
※上記は、2025年6月末現在のものです。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2024年6月24日～2025年6月5日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.70%	0.74%	0.96%

(注1)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。
(注2)その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれています。
(注3)投資先ファンドにおいて、上記の費用に含まれていない費用は認識しておりません。
(注4)投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
(注5)上記の前提条件で算出しているため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

UBS